

# 「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令案」等の概要について

## 1 改正の背景

「特定技能」の在留資格の対象となる特定産業分野（生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材の確保が困難な状況にある産業分野）に関し、新たな対象分野の追加について、令和5年度中に検討し、結論を得次第速やかに措置を講ずることになっていたところ（デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定））、新たに4つの特定産業分野を追加すること、既存の対象分野の名称を変更すること等が令和6年3月29日閣議決定されたため、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の概要

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の分野について、12分野としていたものを4分野追加して16分野に変更し、また、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野を工業製品製造業分野に変更するため、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令について所要の整備を行う。

これに伴い、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件についても所要の整備を行う。

## 3 今後の予定

公布日：令和6年9月下旬（予定）

施行日：公布の日（予定）